

第44回諫早市都市計画審議会  
議 事 録

諫早市都市計画審議会

## 第44回諫早市都市計画審議会議事録

1 日 時 令和7年1月24日（金）15時00分～16時30分

2 場 所 諫早市役所 大会議室（本館5階）

3 議 案

議案第1号 長崎都市計画下水道の変更について

4 出席した委員の氏名（敬称略）

|        |       |         |        |
|--------|-------|---------|--------|
| ◎鶴田 貴明 | 敷島 知章 | ○登り山 和希 | 西村 ふじ子 |
| ☆林田 保  | 田川 伸隆 | 福田 美子   | 寺中 孝   |
| 松本 武敏  | 古賀 文朗 | 西村 久美子  | 小幡 直子  |
| 秀島 はるみ | 岩本 頼子 | 中山 菊子   | （計15名） |

注1 … ◎会長 ○職務代理者 ☆議事録署名人

5 欠席した委員の氏名（敬称略）

なし

6 議事の要旨

別紙のとおり

7 議事録署名

---

## 【1. 開会宣言】

会長

ただいまから第44回諫早市都市計画審議会を開会いたします。本日の出席者は15名であり、委員総数の2分の1を超えておりますので、審議会条例第7条第2項の規定によりまして、本会議は成立していることを、まずご報告をいたします。

## 【2. 議事録署名人の選定】

会長

次に審議会運営規程第8条第1項の規定よりまして議事録を作成することといたしますが、同条第3項の規定に基づき、議事録署名人の指名を行いたいと思います。議事録署名人を今回は林田委員にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

委員

はい。

## 【3. 審議中のお願い】

会長

それでは審議に入る前に私からお願いいたします。本日の会議は審議会運営規程第5条各号のいずれも該当しませんので、公開審議となることをご了承お願いいたします。そして審議を円滑に行うため、発言の際は挙手をいただきまして、私の方から指名させていただきます。その際、事務局がマイクをお持ちしますので、マイクを通して発言をいただければと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

## 【4. 議案第1号 提案理由の説明】

会長

それでは議案第1号長崎都市計画下水道の変更について、事務局より提案理由の説明をよろしくお願ひします。

## 事務局

### < 1. 議案第 1 号 表紙 >

皆様こんにちは、都市政策課でございます。よろしくお願いいたします。

それではパワーポイントを用いて説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。

### < 2. 議案第 1 号 タイトル >

本日は先ほど会長から説明がありましたように議案第 1 号について、ご審議をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

### < 3. 議案第 1 号 表紙 >

それでは議案第 1 号長崎都市計画下水道の変更について説明いたします。

議案書は 1 ページでございます。本議案の決定権者は諫早市でございます。

本議案は、都市計画法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により本審議会に付議するものでございます。

2 ページに計画書、3 ページに新旧対象表、4 ページに理由書、5 ページから 7 ページに計画図などを添付しております。

### < 4. 諫早市の生活排水対策事業 >

まず初めに、本市の下水道を含む、生活排水対策事業の概要について、説明させていただきます。

本市では、河川や海などの公共用水域の水質保全と、生活環境の改善による快適な都市づくりのため、計画的かつ効率的に生活排水対策事業を進めております。ご覧の図は、長崎県が作成した汚水処理構想図の諫早市の部分を拡大したものでございます。

図の赤色で着色している区域が、市街化区域とその縁辺部において整備を進めている公共下水道事業の区域になります。また、黄色で着色している区域は、現在、特定環境保全公共下水道事業として整備を進めている、高来、小長井、飯盛、田結の 4 処理区その他、現在は農業集落排水事業として整備を完了しており、今後、公共下水道に統合するため、計画的に特定環境保全公共下水道事業に切り替えていく区域になります。次に緑色で着色している区域が、農業集落を対象に

整備を行った農業集落排水事業の区域であり、将来的に公共下水道に統合する予定がない多良見地域の伊木力・元釜地区と、森山地域の唐比地区になります。

最後に、水色で着色している区域が、有喜・松里地区の漁業集落を対象に整備を行った漁業集落排水事業の区域になります。

これらの区域外で、着色していない区域については、高度処理型浄化槽設置の補助事業により対策を行っております。

#### < 5. 諫早市の生活排水対策事業 >

画面は、昨年3月末時点の本市における生活排水処理可能人口の普及率を示したものでございます。生活排水対策事業において事業が完了し水洗化が可能となった区域内の人口を生活排水処理可能人口と言いますが、公共下水道事業、集落排水事業、浄化槽設置事業など、すべての事業を合わせますと、処理可能人口は124,285人となり、行政人口133,670人に対するその普及率は92.98パーセントとなっております。

#### < 6. 諫早市の公共下水道事業 >

次に、公共下水道事業について説明いたします。先ほども説明しましたが、市街化区域とその縁辺部においては公共下水道事業により整備を進めております。

この図は、公共下水道の整備状況を色分けしたものです。茶色で着色している区域は既に整備が完了している区域で、ピンク色で着色している区域は今後整備を予定している区域を表しております。本市では、公共下水道の区域を東西に2分して整備を進めており、緑色の線はその境を示したものになります。この線を境に、右側の区域は諫早湾処理区と呼んでおり、仲沖町にあります諫早中央浄化センターへ污水を集め、処理水は本明川を介して諫早湾へ放流しております。

また、左側の区域は大村湾処理区と呼んでおり、貝津町にあります大村湾南部浄化センターへ污水を集め、処理水は東大川を経て大村湾へ放流しております。

#### < 7. 下水道事業を実施するまでの手続き >

次に、公共下水道事業を実施するまでの手続きについて、事業の沿革と合わせて説明いたします。

本市における最初の下水道基本計画は、昭和44年2月に西諫早ニュータウンの開発に合わせて作成し、翌年6月にこの基本計画に沿って公共下水道の都市計画決定を行っております。

この基本計画の見直しと都市計画決定については、排水区域等の変更があった場合に随時変更を行っており、直近では令和5年3月に変更を行ったところでございます。

続いて、下水道法事業計画の策定については、実際に整備工事を行うための手続きとなるもので、都市計画決定された区域内において、優先度の高い区域からおおむね5年から7年の間に整備可能な区域を設定いたしております。

その後、当該区域の事業認可を県から取得し、工事着手という運びとなります。

このように、整備の進捗状況を見ながら、次に整備する区域を設定し、新たな整備区域の事業計画の策定、事業認可の取得、その繰り返しを行い順次整備を進めていくこととなります。

今回の変更は、前回の変更から期間は経っておりませんが、この度、排水区域の変更が必要となりましたので、都市計画の変更を行うものでございます。

#### < 8. 排水区域の変更理由 >

それでは、排水区域を追加する場合の基本的な考え方について説明いたします。都市計画の運用指針では「下水道については、生活環境の改善、水質の保全、浸水の防除等都市活動を支える上で必要不可欠な施設であり、積極的に都市計画に定めるべき。」となっております。この場合「市街化区域においては少なくともこれを定めるものとし、市街化調整区域においては下水道それ自体では市街化を促進するおそれが少ないものと考えられますので、現に集落があり生活環境を保全する必要がある場合等については最小限の排水区域を定めることができる。」とされております。

そのため、下水道の排水区域を追加する場合の基本的な考え方といたしましては、まず1つ目に、新たに「市街化区域に編入された区域」。2つ目に「開発行為等により下水道が整備された区域」。ということで、開発等により宅地造成が行われた区域、あるいは行われることが確実な区域及び既に区域外流入により、下水道へ接続されている区域もこれに含まれます。

最後、3つ目に、「市街化区域に隣接した既存集落など、一体的に整備することが望ましい区域」となっております。

以上の3つの基本的な考え方にに基づき、今回、排水区域の変更を行うものでございます。

#### < 9. 総括図（汚水・雨水） >

こちらは総括図でございます。赤色で示している区域が、今回、新たに排水区域に追加する区域、約37ヘクタールになります。今回追加する排水区域は、青色の線より右側にありますので諫早湾処理区となり、諫早湾処理区の変更後の面積は約1,159ヘクタールとなります。

また、今回は左側の大村湾処理区での変更はございませんので、全体の排水区域の面積は約37ヘクタール分が追加され、約2,603ヘクタールとなります。

次に、雨水の総括図につきましては、議案書の6ページに添付しておりますが、下水道計画では、汚水の排水区域と併せて雨水の排水区域を定めることとなっており、原則として一致させることとなりますので、今回、同一区域、同一面積として計画に定めることとしております。

#### < 10. 計画図 >

それでは、変更する区域を計画図で詳しく説明いたします。画面は今回追加します「長野町」と「川床町」の計画図でございます。画面上部が北となります。

当該区域は、令和4年5月に供用を開始した高規格道路「島原道路」長野インターチェンジ周辺に位置しております。東西方向に「国道57号」、南北方向に「県道有喜本諫早停車場線」が走っております。今回追加する区域は赤色で着色した範囲でございます。長野インターチェンジ側の長野町におきまして追加面積が約27.8ヘクタール、県道西側の川床町におきまして追加面積が約9.2ヘクタールでございます。

長野町につきましては、現在、民間による土地区画整理事業が実施中であり先ほどの排水区域を追加する場合の考え方でお示ししました「開発行為等により下水道が整備された区域」に加えて「市街化区域に隣接した既存集落など、一体的に整備することが望ましい区域」に合致しておりますので、今回追加するものでございます。

川床町につきましても、「市街化区域に隣接した既存集落など、一体的に整備することが望ましい区域」として追加するものでございます。

#### < 1 1. 計画図航空写真 >

こちらは、航空写真に先ほどの範囲を示したものでございます。赤い線は変更前の排水区域境界線でございます。追加する区域は、先ほどは赤色で着色しておりました部分を、わかりやすくするためピンク色で表示しております。

#### < 1 2. 手続きの流れ >

最後に、手続きの流れについてご説明いたします。まず、都市計画の案を作成後、地元住民の皆様へ説明を行っており、令和6年11月5日、6日に長野ふれあい会館にて説明会を実施し変更案の周知を図っております。説明会には延べ33名の方に参加をいただき、最終的には「事業を進めていただきたい」とのご意見をいただいたところでございます。

その後、長崎県との事前協議を整え12月3日から12月17日までの2週間、都市計画法に基づく案の縦覧を諫早市の都市政策課において行っております。縦覧者ではなく意見書の提出もありませんでした。

今後の手続きといたしましては、本日ご審議をしていただき、ご承認が得られましたら速やかに県との協議を行い、都市計画の決定を行う予定でございます。

以上で、議案第1号についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

### 【5. 議案第1号（質疑）】

会長

ありがとうございました。非常に丁寧なご説明ありがとうございます。下水道ということで、本当に我々の生活のなかで身近な都市基盤であることはもう間違いないものでございますが、今回、新しい開発行為によって区域の見直しを行われるということで、地元説明会のなかでのご意見をいただき、最終的に今回審議をいただくというところでございます。

それではまずこれについて、ご意見ご質問賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

## 委員

説明の中で諫早市の公共下水道事業の説明があったと思います。緑の線で右側左側の区別をされていましたが、この下水道事業のなかで何パーセントぐらいが未着工なのかというところの説明をしていただきたいと思います。

## 会長

ありがとうございます。まず、現状の着工率と言いますか、進捗率についてご説明いただけますでしょうか。

## 事務局

先ほど説明の中で下水道の普及率、92.98パーセントとご説明させていただいておりますが、委員のご質問の整備の進捗率につきましては、今回下水道課の職員が同席させていただいておりますので、そちらの方から回答させていただきたいと思います。

下水道課です。今のご質問に対して回答差し上げたいと思います。

公共下水道の大村湾処理区と諫早湾処理区の今の整備状況、あと残りはどれぐらいなのかというところですが、面積で申し上げますと、諫早湾処理区が下水道の全体計画が1,251ヘクタールとなっております。このうち工事をしていよいよ認可をいただいている面積は995ヘクタールで、そのうち現在、整備が完了しているのが756ヘクタールということで、全体計画に対しましては約60パーセント、認可をいただいている面積に対しては約76パーセントの整備が終わっている状況でございます。

大村湾処理区になりますが、全体計画が多良見地域と諫早地域を合わせまして1,530ヘクタールになります。

このうち事業認可をいただいて、既に工事をしていよいよ認可をいただいている区域が1,413ヘクタール。既に整備が終わっている区域が1,143ヘクタールになります。まだ随分と面積が残っているところですが、先ほど説明があったように、人口ベースで浄化槽を併せますと、8パーセントぐらいが未処理、生活排水まで処理できていない区域として残っているところがございますので、人口といたしましては、残り少なくなっている状況でございます。

#### 会長

はい、ありがとうございました。ただいまの回答で大丈夫でしょうか。面積に対する整備率と人口に対する整備率の話でございました。

#### 委員

内容的なものはわかりました。この線の左側の大村湾の方は大体済んで、8パーセントが残っているということですね。それで東側の方は、まだ相当残っているみたいですので、この辺から計画的にやっていくのでしょうかけれど、どちらを先にするかっていうのは優先順位があるのかどうか、というところも教えていただきたい。それと先ほど聞き漏らしたのですけれども、西側の認可で1, 1 1 3ヘクタールですかね。その後に関連で1, 1 4 3ヘクタールでというようなことでよろしかったでしょうか。一応確認をさせていただきたいと思います。

#### 会長

はい、只今2点の質問をいただきましてありがとうございます。まずは、東側の区域のなかでの優先順位の考え方はどうかという点が一つと、大村湾処理区はこの数字の妥当性について、もう一度説明をよろしくお願いします。

#### 事務局

諫早湾処理区の方の残りの優先順位になりますが、令和5年3月の審議会でもご審議いただいておりますが、前回認可区域として追加している小豆崎町と西里町の方の長田地区、あと小野地区の整備を進めるように、既に着手しているところでございます。これに加えまして今回ご審議していただいております、長野地区と川床地区を含めた4地区を優先的に、今後整備を進めていきたいと考えております。

大村湾処理区の方ですが、そちらの多良見地域の方はもうほぼ整備が終わっております。諫早地域の大村湾処理区が一部残っている状況でございます。面積の方は全体計画が1, 5 3 0ヘクタールで、整備済が1, 1 4 3ヘクタールということで、約75パーセントの整備が終わっているところですが、残りの貝津町辺りや小船越町辺りが少し残っている状況で、少し人口が少ない地域と言い

ますか、優先順位としては低いかなというところになっておりますので、先ほど申し上げた諫早湾の既存集落の方を優先的に整備を進めたいと考えております。

会長

はい、ありがとうございます。優先順位を見極めたなかでの今回の提案というところで行いました。ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

委員

下水道の処理場の処理能力についてなんですけれども、諫早湾の方は今回結構な面積が最終的に供用開始になると思うのですけれども、今の流末の処理場については全然手を加える必要が無いものなのか、本管を埋設して広げていくだけで大丈夫なのでしょうか。今回のエリアを入れ込んでも十分に処理能力があるかどうかというのを、ちょっと教えていただければと思います。

会長

はい、ありがとうございます。それでは事務局の方よろしく申し上げます。

事務局

今回認可を広げることによって、当然排水量の計画は増量することになるのですが、増量が見込まれる水量については計算した上で、今の既存の施設が受け入れ可能かどうかというのは、もう既に試算を行いまして、受け入れ可能ということで確認をしております。

今の処理場の処理能力は1日約20,000トン程度の能力でございますが、流入量が約12,000トンございます。今後7,000トンの処理能力の増設を行う予定であり、全ての面整備が終り流れ込んできたとしても最終的には約27,000トンの処理能力がございますので、そのなかで十分処理できるということで確認をしております。

会長

今回の提案によっても、現行の施設で処理可能というところをしっかりと押さえられているというところで行いました。

**委員**

今後の施工の件ですけれども、長野地区と川床地区は県道有喜本諫早停車場線を跨いで、東と西側の地区になっていると思うのですけれども、本管を県道に入れる感じなのですか。それとも国道の方になるのでしょうか。それ次第で工事の関係で交通がちょっと阻害されたりすることもあるのかなと思うのですが。

**会長**

はい、ありがとうございます。事務局、本管の位置についてご説明をお願いいたします。

**事務局**

川床地区での本管敷設につきましては、県道に沿って本管を入れまして、山側、県道の西側の方が住宅地になるんですけれども、住宅地の分を県道側に集めて、国道の方に流すこととなります。つまり、今回認可を広げることによって、県道に本管を敷設する考えでございます。

**会長**

はい、ありがとうございます。交通の方に影響はないかというご質問もあったと思うのですが、それはいかがでしょうか。

**事務局**

工事に伴う交通への影響につきましては、県道が片側1車線の2車線道路になりますので、これからの協議になりますけれども、ここであれば昼間施工で行えるものと考えており、片側交互通行での施工が可能ではないかと思えます。

**会長**

はい、ありがとうございます。2車線ありますので片側でも大丈夫だという説明でした。

**委員**

今度、ゆめタウンが出来るところの排水はどのようになるのでしょうか。これも県道の方に持ってくるのでしょうか。それとも国道の方に流末があるのでしょうか。

**事務局**

長野地区の開発が行われる区域につきましては、国道57号の方に集めてくることとなります。川床地区と長野地区が丁度、川床川で分断されているので、川床地区については県道に、長野地区については国道の既存の下水道管渠の方に集めていくということとなります。

**会長**

はい、ありがとうございます。工事の段階でしっかり計画されているというようなお話だったかと思います。いかがでしょうか。ほかご質問、ご意見、どちらでも大丈夫です。よろしいでしょうか。

## 【6. 議案第1号（採決）】

**会長**

それでは、他にご意見ないようであれば、これにて採決をしたいと思います。

それでは、議案第1号長崎都市計画下水道の変更について、これについて、原案どおり承認することでご異議ございませんでしょうか。

**委員**

異議なし。

**会長**

はい、ご異議なしと認めます。よって議案第1号に対する本審議会の意見は「原案どおり承認」といたします。ありがとうございました。

## 【7. 議事録の整理について】

会長

それでは、本日予定されておりました議案審議は以上でございます。

議事録の整理については、私、会長に一任いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

委員

はい。

会長

ご異議ないようですので、そのように取り扱いさせていただきます。

## 【8. 閉会】

会長

以上で本日予定しておりました議案審議を全て終了いたします。

これをもちまして第44回諫早市都市計画審議会を閉会いたします。皆様、長期間わたり大変お疲れさまでした。